阿田　叡治　伊藤　文治　大口　國雄
鎌田　景三　五味　文子　齋藤　富保
高安　定男　土橋　克宏　藤原　義明
横溝　和芳　吉玉　正　吉野　弘之

従六位に叙する（各通）（以上三月八日）
赤倉　啓之　川口　嘉一　功刀　忠男

従四位に叙する（各通）
北沢　重市

正五位に叙する
間野　重徳

従五位に叙する（各通）
五十嵐　巖　石塚　保典　上野　安定
浦井　利雄　奥津　稔　國忠　泉
佐藤　順治　島津　一雄
正八位
高橋　謙司　高橋　秀　原田　肇
正八位
堀越　武夫　安　進

正六位に叙する（各通）
池松　好　沖中　久男　奥山　清八
上米良秀雄　熊谷　雄治　坂井　且典
（三重県警部）
菅原　惇　高橋　廣治　田中　光男
古川　重雄　眞下　晃　和田　壽昭

従六位に叙する（各通）
鬼束　忠男　橋本　勝男

正七位に叙する（各通）（以上三月九日）
杉崎　幸雄　高橋　稔

従五位に叙する（各通）
鈴木　玄一　若松　善男

正六位に叙する（各通）
稲葉　輝昭　川路　郁夫　小南　吉藏
高橋　昭雄　中尾　亀　西田　敏男
三浦　信武
（長崎県警部）
与賀田　透

従六位に叙する（各通）
黒須　義美　中島　義之

正七位に叙する（各通）
川村　清藏　中村　照美

従七位に叙する（各通）（以上三月十日）
日野原　昌　小手川茂生

従五位に叙する
有賀　政雄　石川　忠詞　伊藤　進

従三位に叙する
稲葉　義治　太田　明春　中田　功

従五位に叙する（各通）
波田　省一

従六位に叙する（各通）
窪寺　嘉男　原口　晋

正七位に叙する（各通）
中村　弘　細川　貴庸

従七位に叙する（各通）（以上三月十一日）
松原　研二

従四位に叙する
元吉　俊郎

従五位に叙する
田中　洋

正七位に叙する（以上三月十二日）

○叙勲

遠藤　隆二　桑原　健　濱川　善二

旭日単光章を授ける（各通）（十一月七日）
高平　公嗣

旭日小綬章を授ける
小林　實

旭日単光章を授ける（以上三月八日）
竹野　純平　赤嶺　信雄
南　定信　永嶋　國俊

旭日単光章を授ける（各通）（十一月九日）
川口　政行　山本　徹

瑞宝小綬章を授ける（各通）
齊藤　正　浦丸　政延
南條　齊家　鈴木　克博
永井　忠義　野村　恒夫
宮下　幸男　山下　明　吉岡　光弘

瑞宝双光章を授ける（各通）
元尾　賢二　山田　四郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月七日）
小張　淑男

瑞宝小綬章を授ける
池田　崇　伊藤　文治　大口　國雄
佐藤　フサ　福本　豊　三浦　昌一
横溝　和芳

瑞宝双光章を授ける（各通）
五味　文子　**齋**藤　富保
藤原　義明　吉玉　正

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月八日）
石塚　保典　上米良秀雄
菅原　惇　鬼束　忠男
原田　肇　高橋　秀

（三重県警部）
佐藤　潔　沖中　久男
庄司　靜　坂井　且典
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月九日）
高橋　稔

瑞宝小綬章を授ける
川崎　洋二　川路　郁夫
三浦　信武　若松　善男

瑞宝双光章を授ける（各通）
稲葉　輝昭　小南　吉藏　中村　照美
（長崎県警部）
与賀田　透

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十日）
有賀　政雄　波田　省一

瑞宝単光章を授ける（各通）（三月十一日）
松原　研二

瑞宝小綬章を授ける
田中　洋　元吉　俊郎

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上三月十二日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月十二日午前十時四分御出門、御参拝のため武蔵野陵及び武蔵野東陵へ、引き続き、玉川上水を御視察のため、福生市へ行幸啓、午後五時三十五分還幸啓になった。

御答電

天皇陛下から平成二十七年十二月四日タイ国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、三月二十二日御答電があった。

天皇陛下から三月十一日ローマ法王台下へ発せられた御祝電に対し、四月一日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年4月15日

関東地方整備局長　石川　雄一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	14号	墨田区両国一丁目1番1から同区両国二丁目5番49までの上り線

国家試験

平成28年度国会議員政策担当秘書資格試験の施行について

平成28年度国会議員政策担当秘書資格試験の施行について、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程（平成5年4月28日両院議長協議決定）第9条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年4月15日

国会議員政策担当秘書資格試験委員長　中村　剛

1　試験の名称　平成28年度国会議員政策担当秘書資格試験

2　職務内容　主として国会議員の政策立案・立法活動等をより専門的な立場から補佐するための研究調査、資料の収集分析並びに作成等にあたる職務

3　受験資格

(1)　平成28年9月12日（最終合格者発表）現在において65歳未満の者で、かつ、次のいずれかに該当する者

①　大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成29年3月までに大学卒業見込みの者

②　政策担当秘書資格試験委員会が①に掲げる者と同等以上の学力があると認める者

(2)　次のいずれかに該当する者は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第7条の規定により、受験することができない。

・　日本国籍を有しない者

・　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者

・　公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない者